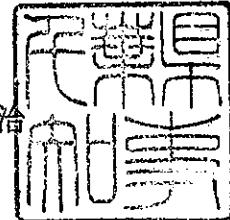


環 第 4 1 2 号
平成29年8月22日

我孫子市長 星野 順一郎 様

千葉県知事 鈴木 栄治



我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

平成29年4月3日付けで送付のあった標記方法書に対する意見について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別紙のとおり通知します。

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書 に対する意見

本事業は、我孫子市内で発生する一般廃棄物の処理を行う我孫子市クリーンセンターの老朽化に伴い、事業実施区域内に新たなごみ焼却処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設等を段階的に整備し、併せて現行のごみ焼却施設等を撤去する計画である。

本事業では、環境に配慮し、安全で安定的なごみ処理を実現させることを目的とし、実績が多く信頼性も高いストーカ方式のごみ焼却炉を設置する計画としている。

事業実施区域は利根川の南側に位置する低地の一角にあり、周辺は利根川ゆうゆう公園、利根川サイクリングロード等として利用されている。

事業実施区域の近傍には、障害者支援施設や老人福祉施設等、環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在している。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に環境影響評価を実施するとともに当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 総括的事項

本事業における、各施設の設置、移設及び撤去の計画並びに現行焼却施設から新設焼却施設への運用の移行計画について明らかにすること。一連の整備計画による環境への影響を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般事項

- ① 環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討したうえで環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- ② 準備書作成の前に、計画処理量及びごみ質の変化が見込まれる場合は、大気質、温室効果ガス等の予測への影響を考慮し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。
- ③ 事業実施区域の近隣に位置する障害者支援施設等について、居住施設の場所を図面により明らかにするとともに、当該施設への環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 大気質

- ① 新設焼却施設の各炉の運転計画を明らかにするとともに、1炉での稼働が見込まれる場合には、当該条件においても大気質の予測及び評価を行うこと。
- ② 施設の稼働による大気質の調査について、地形や風特性等を考慮して調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。
- ③ 施設供用時の短期高濃度予測について、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を具体的に記載すること。

(3) 水質

供用時における排水の水質及び発生量を明らかにすること。また、排水の処理方法・処理量、処理後の水質及び放流先・放流量についても明らかにするとともに、放流先の水質への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目として設定すること。

(4) 水文環境

工事の実施及び施設の供用に伴う影響について、地下構造物の規模及び深度を明らかにしたうえで、地下水流动への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目として設定すること。

(5) 騒音

工事の実施及び施設の供用による影響について、事業実施区域西側に障害者支援施設等が位置することから、音源の位置や高さ等を踏まえ、当該施設への影響を適切に予測すること。

(6) 悪臭

施設の供用による影響に係る調査について、地域の風特性や施設の配置、近隣に位置する障害者支援施設等への影響等を踏まえて調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

(7) 土壌

工事の実施による影響に係る調査について、地歴調査に基づき必要な数の調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

(8) 植物・動物・陸水生物

工事の実施及び施設の供用による影響に係る調査について、調査地点の設定根拠を明らかにすること。事業実施区域周辺に希少種の生息が想定される場合は、これらの生物への影響等も考慮して適切に調査手法を設定すること。また、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）（平成24年 環境省）」に従って調査期間等を設定すること。

(9) 景観

施設の供用による影響に係る調査について、景観に係る環境影響を的確に把握できる調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

(10) 温室効果ガス等

予測及び評価において、現行の焼却施設における取組、発生する温室効果ガスの量及びその算出根拠を明らかにした上で、新設焼却施設との比較を行うこと。

以上